

京都市国際交流会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第169号

京都市国際交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市国際交流会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

	円		円
	4,200		4,320
	400		410
	2,300		2,360
	1,700		1,740
	1,300		1,330
	400		410
	100		100
	800		820
	700		720
	200		200
	100		100
	500		510
	200		200
	1,400		1,440
	8,300		8,530
	5,000		5,140
	1,400		1,440
	1,300		1,330
	1,000		1,020
	2,500		2,570
	1,200		1,230
	800		820
別表備考以外の部分中	1,200	を	1,230
	1,200		1,230
	1,200		1,230
	1,200		1,230
	1,200		1,230
	8,000		8,220

に改め、同表備考2中

2,800	2,880
1,600	1,640
1,600	1,640
2,800	2,880
1,600	1,640
2,500	2,570
3,800	3,900
2,900	2,980
500	510
400	410
3,700	3,800
1,500	1,540
200	200
3,600	3,700
8,300	8,530
2,500	2,570
20,800	21,390
6,800	6,990

「に100円」を「に10円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る付属設備の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(総合企画局国際化推進室)